

公告

次のとおり歴史風水害記録に学ぶ防災・減災ガイド作成業務の委託先を募集します。

2025年5月30日

愛知県知事 大村 秀章

1 業務の目的

防災対策の推進、県民への啓発においては、過去の災害による被害等に学ぶことが重要であり、歴史災害についての記録を活用することが求められている。本事業においては、歴史風水害に関する記述のある資料について調査・収集・分析し、歴史風水害の記録が継続的に集積・活用できるよう整理する。

地域に眠る歴史風水害記録を掘り起こすとともに、地域で自発的に情報が集積される雰囲気醸成のために、歴史風水害記録を保存することで、災害伝承の重要性を伝える。

これらを実施することにより、県民の防災意識の高揚、地域の防災力の向上を図ることを目的とする。

2 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 募集を開始した日から選定の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 企画提案書提出期限の時点において、「物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿」の「業務（大分類）3. 役務の提供等」のうち、次の分類のすべて（※）欄については、両方またはいずれかに登録されている者で、本社、支店又は営業所を愛知県内に持つ者。

営業種目（中分類）	取扱内容（小分類）
07. 調査委託	03. 環境調査、08. 地理調査（※）
08. コンピュータサービス	02. データ処理

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。

3 委託内容

歴史風水害記録に学ぶ防災・減災ガイド作成業務

- ・ 資料収集整理・現地確認
- ・ 風水害資料データベースの作成
- ・ 歴史風水害記録に学ぶ防災・減災ガイドの作成

4 委託業務明細

別添1の仕様書のとおり

5 選定事業者数

1者

6 契約条件

- (1) 契約書
別添2の契約書(案)のとおり
- (2) 委託料(消費税込み)
7,138,992円以内
- (3) 契約期間
契約の日から令和8年2月27日(金)まで
- (4) 契約保証金
契約金額の110分の10の金額とする。なお、愛知県財務規則第129条の3第3号に該当する場合は全額を免除する。
- (5) 委託費の支払条件
原則、精算払とするが、必要に応じて概算払を認めることとする。

7 企画書及び見積書等の提出

- (1) 企画書6部、見積書1部、会社紹介パンフレット等事業者を紹介するもの1部を提出すること。なお、これらの提出に係る経費は各社の負担とする。
- (2) 企画書の内容については、以下に示すア～カの内容について作成すること。
なお、ウ～カについて様式は任意とするが、下記の項目タイトルを記載すること。
ア 「歴史風水害記録に学ぶ防災・減災ガイド作成業務」企画書表紙
イ 業務の取組方針、全体スケジュール(様式1)
趣旨を理解し、目的や成果物から逆算した全体スケジュール
ウ 歴史風水害記録の調査・収集・分析方法について(様式2)
調査すべき資料等の所在等、収集方法、分析手法
エ 歴史風水害記録の整理・データベース作成について(様式3)
オ 防災・減災ガイドの仕様及び構成(案)について(様式4)
カ 情報セキュリティ対策について(様式5)
- (3) 企画書の様式等については、A4版で作成すること。
- (4) 見積書の様式等の指定は特にないが、単価及び個数など詳細に記入すること。
- (5) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書は別添3のとおり。
- (6) 企画書等の受付期間は、令和7年5月30日(金)午前9時から令和7年6月13日(金)午後5時まで(必着)とし、持参(土、日曜日、国民の祝日等の休日を除く。)、

郵送又は宅配便により提出すること。

提出先：〒460-8501（住所記載不要）

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課 啓発グループ

8 企画書等の作成に伴う質問と回答

(1) 質問

質問は、様式6の質問書によるものとする。

ア 受付時間

令和7年5月30日（金）午前9時から

令和7年6月2日（月）午後5時まで

イ 提出方法

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課のメールアドレスに提出する。

E-mail : bosai@pref.aichi.lg.jp

なお、件名は「防災・減災ガイド作成業務質問書の提出」とすること。

(2) 回答

回答は、令和7年6月6日（金）までに愛知県防災安全局トップページ

(<https://www.pref.aichi.jp/site/bousaitop/>) の「入札・契約・公募」の情報に掲載する。

(3) その他

質問受付期間以外は、質問を一切受け付けない。

9 企画書等の作成にあたっての留意事項

- (1) 内容は企画から事業完了に至るまでの一切の業務とし、できる限り具体的で、かつ確実に実施できるものであること。
- (2) 業務実施にあたっては、愛知県と連絡・調整をとり、県の指示に従って行うこと。
- (3) 採用されたデザインと文言の著作権は愛知県に帰属するものとする。
- (4) 提出された企画書等は返却しない。
- (5) 企画書の作成にあたり、あいち防災キャラクター「防災ナマズン」の著作権者と連絡をとる必要がある場合は、必ず県を通して連絡をすること。また、キャラクター使用により費用が発生する場合は各社の負担とする。

10 企画書等提出後の措置

- (1) 企画書等を提出した者の中から最優秀提案事業者を選考するため、別に定める委託業者選考委員会を開催し、提出された企画書について、あらかじめ定めた審査基準（評価項目及び評価点）に基づき審査を行う。
- (2) 選考結果は、愛知県防災安全局ホームページにて公表し、企画書等の提出者には、結果を通知する。
- (3) 県は選考された最優秀提案事業者を契約交渉の相手方とする。最優秀提案事業者と契約を締結するに至らなかった場合は、次点の事業者を契約交渉の相手方とする。

11 問い合わせ先

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課 啓発グループ 柴田・岩田

電話 052-954-6190（ダイヤルイン）